

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年2月1日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の対象

#### 1 対象部課等

土木部 土木政策課、道路建設課、道路維持課、建設課、保全課、中央浄化センター、北部浄化センター

#### 2 対象期間等

平成28年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

### 第2 監査の実施期間

平成28年11月17日から平成29年1月26日まで

### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

### 第4 監査の結果

土木部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務

- (1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が遅いものがあった。
- (3) 法定外公共物の占用料において、納期限までに完納されていないにもかかわらず、督促状が発行されていないものがあった。

### 2 支出・契約事務

- (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (2) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。
- (3) 支出負担行為書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

### 3 財産管理事務

- (1) 公有財産台帳（副本）が整備されていないものがあった。
- (2) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由の記載がないものがあった。
- (3) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に使用料減免の根拠法令、理由の記載がないものがあった。
- (4) 行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定が適正でないものがあった。
- (5) 法定外公共物の占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。
- (6) 都市下水路の占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。

### 4 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。